



香川労働局発表  
平成27年9月30日

担 当	香川労働局労働基準部
	健康安全課長 合田 弘孝
	主任衛生専門官 中山 智
	電話 (087) 811-8920
	夜間 (087) 811-8926(呼)
<a href="http://kagawa-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/">http://kagawa-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/</a>	

## 2015年12月から ストレスチェック制度の実施が 義務になります。

昨年6月に公布された労働安全衛生法の一部を改正する法律により、ストレスチェック制度等の実施が12月1日から事業者の義務となります。

ストレスチェック制度は、事業者が労働者に対して行う心理的な負担の程度を把握するための「ストレスチェック」の実施とその結果に基づく「医師による面接指導」の実施等を義務づけるものです。

(※従業員50人未満の事業場においては当分の間、努力義務となります。)

香川労働局(局長 <sup>ふじなが</sup> 藤永 <sup>よしき</sup> 芳樹)では、県下各労働基準監督署の管内において香川産業保健総合支援センターと連携して事業場の衛生管理者、人事担当者を対象とした「事業場におけるストレスチェック制度実施のための研修会」を開催いたします。